

期限までに必ず納付を！

源泉所得税の納付期限は1月20日(水)、書類の提出期限は2月1日(月)です！

専従者や従業員のいる事業所では、昨年(平成27年)一年間に支払った給料に基づいて所得税額を計算する「年末調整」の作業が必要です。

平成27年分の源泉所得税の納付期限は1月20日(水)、書類の提出期限は2月1日(月)です。

事務所で行う年末調整講習会は1月18日(月)の午前(10～12時)の部と午後(14～16時)の部が最後です。

納期限に1日でも遅れると不納付加算税が発生しますので、期日までに必ず作業を終わらせ、絶対に期日に遅れないようにしましょう。

～必要なもの～

- 1、税務署から届いた封筒
- 2、中間納付(7月10日)に支払った源泉税の領収書
- 3、給与台帳など、給与支払状況のわかるもの
- 4、従業員から提出された、生命保険・地震保険などの控除証明書
- 5、従業員の国保・年金などの支払金額のわかるもの
- 6、従業員の扶養家族の名前、生年月日
- 7、筆記用具、計算機
- 8、認印

百害あって一利なし！ マイナンバー制度が運用開始されましたが…



南支部マイナンバー学習会の様子(1月9日)

春日井民商では各支部で「マイナンバー学習会」を開催しています。私たち中小業者が今後この制度にどのように対処していくべきかを一緒に学びませんか。

1月1日から、多くの国民の不安の声をよそにマイナンバー制度の運用が開始されました。事務所へも問い合わせが増えてきており、「個人番号カードの申請はしない」、「従業員からマイナンバーを預からない」、「申告書等にマイナンバーを記載しなくても罰則はない」ことの周知徹底にとめていますが、民間企業では就業規則等でマイナンバー提出を拒否した者は雇用しないことを定めた事例もあるなど、締め付けが厳しくなっています。

北支部マイナンバー学習会

- ① 1月29日(金) 14時～
 - ② 1月29日(金) 19時～
- いずれも事務所2階で開催します

パソコン入力会1月26日スタート！

毎週火曜日 10～12時

毎週木曜日 14～16時

(ただし、2月11日は休日のためお休みします)

場所・事務所2階

申告に向けた学習会の日程です

- ③ 確定申告書の書き方 1月20日(水)
 - ④ 減価償却費など決算修正について 1月28日(木)
 - ⑤ 消費税申告書の書き方 2月3日(水)
- いずれも19時～ 事務所にて

～おしらせ～

1月22日(金)は、全県事務局員会議のため、事務局長・事務局員は不在となります。

気軽に寄れる家庭的な居酒屋！



オーナーの桜井美保子さん

美味しいお店紹介(21)

居酒屋 櫻(西支部)

一見居酒屋に見えないお洒落な外観の「居酒屋 櫻」では、家庭的な雰囲気です。美味しい料理とお酒を気楽に楽しめます。カウンター・テーブル席もあり、お一人から多人数までご利用いただけます。予算に応じて予約も承ります。

☆おすすめ☆

- フライドポテト…¥300 刺身…¥700～
- ピリ辛手羽先…¥350 煮物…¥300～ 海鮮サラダ…¥500



のんびりくつろげる小上がり



春日井市惣中町2-94

TEL: 36-1183

営業時間: 17:00～23:00

定休日: 日曜日

早めの会費納入にご協力お願いします。 会計 山崎孝亀